

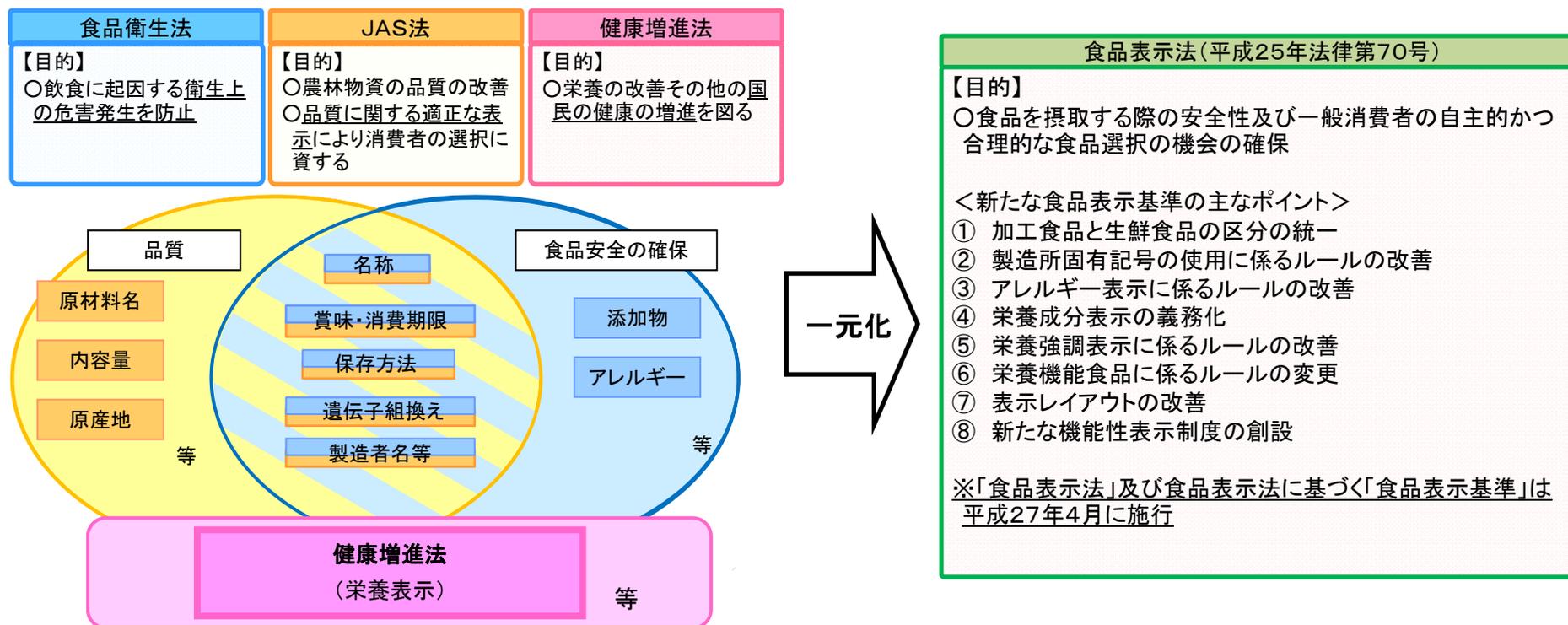
食品表示に係る検討状況

平成28年6月29日

消費者庁食品表示企画課

食品表示の一元化について

- 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の三法があったが、目的の異なる三法それぞれに表示のルールが定められていたため、制度が複雑で分かりにくいものであった。
- 食品の表示に関する規定を統合して包括的かつ一元的な食品表示制度とするため、食品表示法(平成25年法律第70号)を創設し、平成27年4月に施行。
- 具体的な表示ルールは食品表示法に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定。



食品表示法(平成25年法律第70号)の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【本法】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【旧3法】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)
～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～平成27年4月1日
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

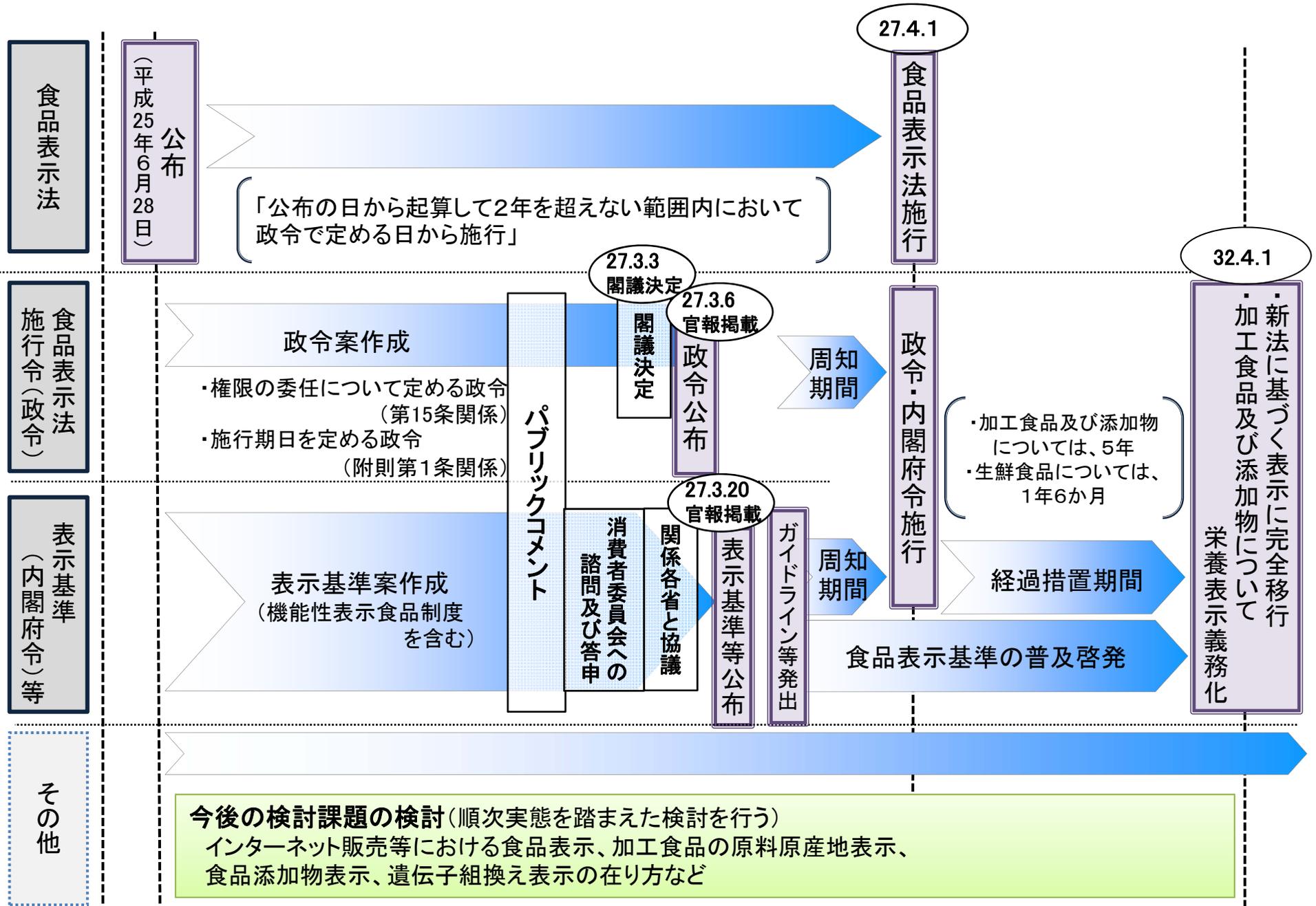
(参考)表示基準(内閣府令)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、内閣府令で規定
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- ・新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。
(消費者基本計画 平成27年3月24日閣議決定)

新食品表示制度の施行に関するタイムスケジュール

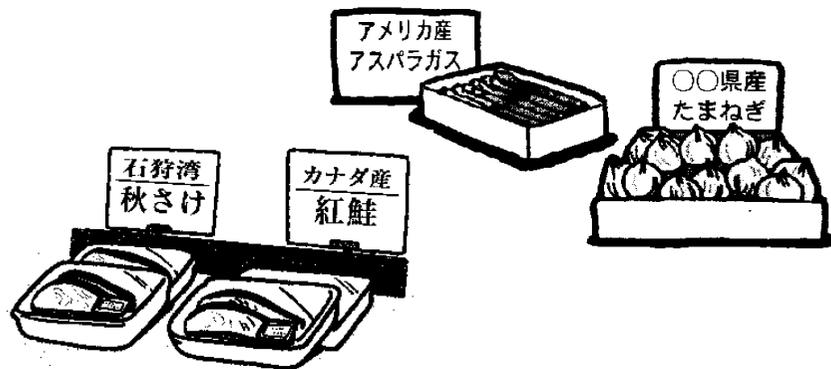


表示すべき主な事項

○ 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け

① 生鮮食品

名称、原産地



・ 容器包装又はポップに表示

② 加工食品

名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物、内容量、栄養成分表示、表示責任者、製造所等の所在地等
上記に加えて、一部の食品には、アレルギー、遺伝子組換え、原料原産地名、原産国名を表示

名 称 こいくちしょうゆ（本醸造）
 原材料名 大豆、小麦、食塩、・・・
 内 容 量 1リットル
 賞味期限 〇〇. 〇〇. 〇〇
 保存方法 直射日光を避け、常温で保存
 製 造 者 株式会社〇〇醤油
 東京都千代田区△△

栄養成分表示
大さじ1杯当たり

熱量	●●kcal
たんぱく質	▲.▲g
脂質	◆g
炭水化物	■.■g
食塩相当量	★.★g

・ 容器包装に表示

※このほかに、個々の品目の特性に応じて、表示すべき事項もある。

積み残された課題への対応

消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)(抜粋)

- 同法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。
- 新たに施行される機能性表示食品制度については、施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを行うとともに、残された検討課題※についても施行後速やかに検討に着手する。その際には、幅広い関係者の意見を十分活用するものとする。

※ 食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養成分(ビタミン・ミネラルなど)や、機能性関与成分が明確でないものの取扱いなど